

# 実務の現場から

## 税理士法人の吸収合併登記に関する備忘録

先般完了した税理士法人の吸収合併登記における留意点について、組織再編の中でも頻出である株式会社の吸収合併登記との比較を加えながら振り返る。なお、本稿では税理士法(以下「法」という。)の条文を掲載しているが、司法書士法人や行政書士法人等の士業法人においても基本的に同様の規定ぶりである。

税理士法人は、合名会社に準じた法人組織であり、税理士法上、会社法の規定が多く準用されているが、税理士法人の組織再編のスキームは、税理士法人間の吸収合併又は新設合併のみであり(法48条の19)、会社分割等ではできない。

株式会社の吸収合併では合併契約で定めた効力発生日(会社法749条1項6号)に合併の効力が生じ、効力発生日から2週間以内に登記をする(会社法921条)。一方、税理士法人では、吸収合併の登記によってその効力が生じることになる(法48条の19第2項)。登記が効力要件である以上、設立と同様、法務局の閉庁日である土日祝日を吸収合併期日とすることはできない。

その他株式会社の吸収合併と異なる点として、存続法人及び消滅法人が債権者保護手続を行う必要があるが、税理士法人は合名会社に準じて決算公告義務がないため、最終事業年度にかかる貸借対照表の要旨を官報に掲載する必要はない。官報には本紙に行公告で掲載されるため、官報の申込みから掲載まで1週間程度となり、株式会社と比べるとスケジュール上余裕がある。また、官報公告のほか、知っている債権者に対して個別催告をする必要があるが(法48条の19の2第2項)、税理士法人の合併の公告方法として、日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告を定款に定めて、その旨を登記し、合併公告(ダブル公告)をすることで、知れたる債権者への個別催告を省略できる(法48条の19の2第3項)。税理士法人では、株式会社における公告をする方法は登記事項ではないものの、合併の債権者保護手続でダブル公告を行う場面に特化した、合併の公告をする方法を登記することができる(組合等登記令2条2項・別表)。

吸収合併の登記の事由は、「●年●月●日吸収合併の手続終了」であり、登記記録の「吸収合併」の欄に登記申請日が入る。吸収合併と同時にする登記としては、存続法人が消滅法人の拠点を承継し、消滅法人の社員が存続法人の社員として承継加入するケースがあり、従たる事務所の設置と社員の加入登記も申請する。なお、税理士法人の登記は、そもそも登録免許税法に規定がないため、吸収合併登記を含めて登録免許税がかからない。

株式会社では事前開示や事後開示を行う必要があるが、税理士法人では不要である。なお、合併期日から2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する税理士会を経由して、日本税理士会連合会に合併の届出をしなければならない(法48条の19第3項)。

税理士法人に限らず、士業法人の数が近年増加傾向にあることから、事業承継等の一環として、士業法人間の合併のニーズが高まると予測する。合併のコーディネーターとして、法人登記の専門家である司法書士が果たすべき役割は大きい。

(司法書士 本橋寛樹)